

大和市告示第124号

大和市介護ロボット導入事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年5月29日

大和市長 大 木 哲

大和市介護ロボット導入事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市介護ロボット導入事業費補助金交付要綱（平成28年大和市告示第199号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を削り、同条第2号中「前号の補助金のほかに、」を削り、「又は補助」の次に「（神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱（平成27年7月28日施行。以下「県要綱」という。）第2条第7号に掲げる事業に係るものを除く。）」を加え、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とする。

第3条に次の1項を加える。

4 前2項の規定にかかわらず、過去にこの要綱による補助を受けている場合は、前2項により定める機器の台数の限度の数から過去に補助を受けた機器の台数を控除した数を限度とする。

第4条中「（リース又はレンタルにより導入する場合は、初期費用及び導入当初年度のリース料又はレンタル料の総額）」を削り、「の額」を「相当額」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、介護ロボットをリース又はレンタルにより導入する場合は、初期費用及び導入当初年度のリース料又はレンタル料の総額を補助対象費用とする。

第5条第1項中「得た額」の次に「を上限」を加え、同項ただし書を削り、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、「3,000,000円」の次に「（過去にこの要綱による補助金の交付を受けている場合は、3,000,000円から過去に交付を受けた額を控除した額）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 補助金の額は、介護ロボット1台につき2,000,000円を上限とする。

第13条を第16条とし、第8条から第12条までを3条ずつ繰り下げる。

第7条の見出し中「交付」を「不交付」に改め、同条を第10条とする。

第6条中「交付を受けようとする」を「交付申請をする」に、「当該年度の12月28日」を「市長が別に定める日」に改め、同条ただし書を削り、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号及び第4号を削り、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、第7号を第4号とし、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定による交付申請に係る補助金交付決定額の総額が予算の範囲を超えないときは、市

長は、当該年度の12月28日までの間、追加の交付申請を受け付けることができる。

3 前項の規定により追加の交付申請をする者は、大和市介護ロボット導入事業費補助金交付申請書に規則第4条に規定する補助事業計画書及び補助事業収支予算書並びに第1項各号及び第6条第1項各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

第6条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

(補助金交付の事前申込み)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「事前申込者」という。）は、大和市介護ロボット導入事業費補助金事前申込書に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに、市長に申し込まなければならない。

- (1) 導入する介護ロボットのカタログ等
- (2) 見積書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込みを受けたときは、その内容を審査し、第9条の規定による交付申請の可否を決定するものとする。この場合において、当該審査の結果、交付申請ができる者の補助金交付申請予定額の総額が予算の範囲を超えるときは、抽選によって当該交付申請の可否を決定するものとする。

(事前申込み結果の通知)

第7条 市長は、前条第2項の審査結果による交付申請の可否又は抽選の要否を大和市介護ロボット導入事業費補助金事前申込結果通知書により事前申込者に通知するものとする。

(公開抽選)

第8条 市長は、第6条第2項後段の抽選を行うときは公開することとする。事前申込者又はその代理人（以下「事前申込者等」という。）は、抽選会に出席し、自ら抽選しなければならない。

2 事前申込者等が抽選会に遅刻し、又は欠席した場合は、第6条の申込みを取り下げたものとみなす。

3 抽選において事前申込者等が不正の行為その他市長が適当でないと認める行為をした場合は、当該事前申込みを無効とする。

4 市長は、当選又は落選について事前申込者等に告知し、大和市介護ロボット導入事業費補助金抽選結果通知書により事前申込者に通知するものとする。

5 市長は、落選した者のうちから次条第1項の交付申請に係る順位を定めて、補欠順位者を定めるものとする。

6 当選者が次条第1項の交付申請を辞退したとき、市長が別に定める日までに同項の交付申請を

しないとき又は第3項の規定により申込みが無効となったときは、前項の補欠順位者は、その順位に従い、予算の範囲内で、次条第1項の交付申請をすることができる。

附則第2項ただし書中「第7条」を「第9条」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第15条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市介護ロボット導入事業費補助金事前申込書	第6条
第2号様式	大和市介護ロボット導入事業費補助金事前申込結果通知書	第7条
第3号様式	大和市介護ロボット導入事業費補助金抽選結果通知書	第8条
第4号様式	大和市介護ロボット導入事業費補助金交付申請書	第9条
第5号様式	補助金不交付決定通知書	第10条
第6号様式	補助金交付額確定通知書	第13条

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。